

○防衛省訓令第 号

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第10条第1項の規定に基づき、防衛省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年5月 日

防衛大臣 中谷 元

防衛省行政文書管理規則の一部を改正する訓令

防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第10章 秘密文書等の管理 （特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書の管理）</p> <p>第31条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。この条、次条及び別表第2第2項第4号において同じ。）である情報を記録する行政文書の管理については、この訓令の定めるところによるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。別表第2第2項第4号において「<u>特定秘密運用基準</u>」という。）及び特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）の定めるところによる<u>ものとする。</u></p> <p><u>また、重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。この条、次条及び別表第2第2項第4号において同じ。）を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定。別表第2第2項第4号において「重要経済安保情報運用基準」という。）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた重要経済安保情報の保護及び活用に関する訓令（令和〇年防衛省訓令第〇号）に基づき管理するものとする。</u></p> <p>（特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理）</p> <p>第32条 特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち、国の安全又は利益に関わる事項（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）であって、関係者以外には知らせはならないものとして秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下この条において「省秘訓令」という。）第16条の規定により秘に指定された行政文書（以下この条において「秘文書」という。）の管理については、この訓令の他の規定及び省秘訓令に定めるもののほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>別表第2（第23条関係）</p> <p>保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 [略]</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針 [略]</p>	<p>第10章 秘密文書等の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）</p> <p>第31条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。この条、次条及び別表第2第2項第4号において同じ。）である情報を記録する行政文書の管理については、この訓令の定めるところによるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。別表第2第2項第4号において「<u>運用基準</u>」という。）及び特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）の定めるところによる<u>ものとする。</u></p> <p>（特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理）</p> <p>第32条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち、国の安全又は利益に関わる事項（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）であって、関係者以外には知らせはならないものとして秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下この条において「省秘訓令」という。）第16条の規定により秘に指定された行政文書（以下この条において「秘文書」という。）の管理については、この訓令の他の規定及び省秘訓令に定めるもののほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) [同左]</p> <p>別表第2（第23条関係）</p> <p>保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針 [同左]</p>

<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定秘密である<u>情報又は重要経済安保情報</u>を記録する行政文書 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この別表第2に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令、<u>特定秘密運用基準</u>及び特定秘密の保護に関する訓令を踏まえ、移管又は廃棄の判断を行う<u>ものとする。</u> <u>また、重要経済安保情報を記録する行政文書については、この別表第2に定めるもののほか、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令、重要経済安保情報運用基準及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する訓令を踏まえ、移管又は廃棄の判断を行うものとする。</u></p> <p>(5)～(6) [略]</p>	<p>(1)～(3) [同左]</p> <p>(4) 特定秘密である<u>情報</u>を記録する行政文書 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この別表第2に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令、<u>運用基準</u>及び特定秘密の保護に関する訓令を踏まえ、移管又は廃棄の判断を行う<u>ものとする。</u></p> <p>(5)～(6) [同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

この訓令は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）の施行の日（令和7年5月16日）から施行する。